

令和 6 年 9 月 定例会一般質問

通告 5

質問 犬猫に係る動物行政の方針の明確化を

答弁 動物の命を尊重し野生動物と共生する社会の形成に努めます

11 番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11 番、江口智子でございます。犬猫の適正飼養への意識向上について質問をさせていただきます。

令和 5 年 3 月定例会において、動物愛護の取組について一般質問しましたが、その後も犬猫をめぐる多頭飼育崩壊の頻発や犬の殺処分、最近では牛や猫を食い殺す野犬集団による被害が町内においても発生していることなど、その問題は極めて多極化かつ深刻化していると感じます。

この問題は飼い主のみならず、町民挙げて正しい動物との接し方を知ること、そして、ボランティアで活動続ける愛護団体への理解なくしては解決の糸口にたどり着くことが出来ないことから、本日は 2 点にわたり質問いたします。

1 点目は犬猫に係る動物行政の方針の明確化についてであります。

昨年の一般質問時には、令和 2 年から 4 年までの町と保健所による犬の保護件数は横ばい、猫は減少傾向となっておりますが、昨年、町内某所において室内飼いの猫、およそ 20 匹を残し飼い主が死亡したケースは、保健所と役場の職員立会いのもと愛護団体が可能な限り捕獲し、必要な治療等を施しながら里親探しを行っておりますが、いまだに里親の見つからない猫もいます。

また、今年に入って役場で保護した犬については積極的にホームページ上で公開し里親を募っていますが、こうした状況を見るにつけ、役場でカウントはしなくとも、全体の保護件数は増えているものと認識せざるを得ません。適正飼養についての知識やモラルの低下が犬猫の遺棄や多頭飼育崩壊等を引き起こすことがその最大の原因と考えます。

前回の動物行政の位置づけへの答弁では、総合計画の推進を環境面から実現する役割を担う中標津町環境基本計画にペットの適正管理とうたわれているとのことでした。改めて環境基本計画を紐解けば、野生生物に対する課題には野生動物に対する餌付けや野生化し



たペットが酪農に対し悪影響を及ぼすことが恒常的であると警鐘を鳴らしていますが、これに対する施策ではエゾシカ、キツネ、ヒグマの表記はあるものの、犬猫については触れられておりません。

飼い主の放置や遺棄により野生化したペットの筆頭に挙げられる犬猫に対し、町はどのように対応するのかお聞かせください。

【答弁：町長】

江口議員御質問の犬猫の適正飼養への意識向上につきまして御答弁申し上げます。

1点目の犬猫に係る動物行政の方針の明確化でございますが、近年の町内における犬及び猫の保護状況は、犬につきましては町及び保健所の方で令和3年度は9件、令和4年度は9件、令和5年度20件と増加傾向となっております、猫につきましては保健所での保護で、令和3年は10件、令和4年度は11件、令和5年度は12件とほぼ横ばいで推移をしております。

また、議員御指摘のとおり、中標津町環境基本計画の野生生物に関する項目では、主にエゾシカなどの野生動物の課題や対策を記載しております。犬や猫についての表記はございませんが、後段の主体別行動指針、町民の役割、行政の役割の項目において、犬や猫も含めた、いわゆるペット化や野生化が懸念されるペットに関する方針が示されておりました、動物の命を尊重し野生動物と共生する社会の形成に努めるところでございます。

現在、野生化した犬の対応につきましては、箱罟等により捕獲し、職員の手で世話をしながら人慣れをさせた後、中標津町ホームページに掲載し譲渡先を探しております。

今年度は9月20日現在で12匹保護し、9匹譲渡しております。猫につきましては保健所にて保護し、飼い主を探すこととなっております。

これらの取組を通じて犬猫との共生を実現すべく自治体として責任を持ち続けるとともに、飼い主はペットの適正な管理に努める必要がありますことから、中標津町畜犬取締り及び野犬掃討条例にうたわれている畜犬の係留や飼育、さらには罰則などを改めて周知し、各個人の意識向上につながるよう啓発活動を継続してまいります。

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。再質問させていただきます。

ただいまの答弁では、犬の保護件数が令和5年には前年の倍近い20匹、本年も9月の時点で12匹と捕獲件数は増えており、猫に対しても愛護団体の捕獲数を含めると相当数増えていると思います。特に野生化した犬の群れが牛に被害を及ぼすような局面に至って

は、表面化した成犬を捕獲するのみにとどまらず、こうした野犬を繁殖させないための関係機関も巻き込んでの協議と努力が不可欠です。

町民に対しては、飼い主不在の犬猫に対して餌付けをするなら、避妊、去勢の手術をした後、地域猫とするTNR活動を推進すべきであり、現在の広報紙やホームページ上での周知のみでは不足と感じます。

一方、全国有数の酪農地帯である中標津町及び近隣では、牛舎に住みついた犬猫から派生する問題も多いことから、酪農家に対し具体的事例を交えながら丁寧に理解と共感を持って対応していただけるよう、農協等関係機関も含め周知に努めるべきではないでしょうか。

【答弁：町長】

再質問に御答弁申し上げます。

町の広報紙では野良犬、野良猫を減らすためにペットの飼い方につきまして情報提供しておりまして、飼い主の意識向上に今後も努めてまいりたいと考えております。

理想的な飼い方につきまして情報を多く提供することで、市街地の人に対する意識改革に寄与できるものと考えております。

また一方で、郊外で保護される、主に酪農家の倉庫などで保護されるケースも見受けられますことから、畜舎、牛舎、犬猫としての飼養方法や、保護事例などを各農協が発行する広報紙でも、今後、周知啓発をしっかりといただけるようにですね、関係機関とも協力を求めてまいりますので御理解をお願い申し上げます。以上です。

質問 どうぶつ基金等助成金の活用を

答弁 情報収集に努め利用できるものは有効活用してまいります

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

2点目に移ります。11番、江口智子でございます。続きましては、動物基金と助成金の活用について質問させていただきます。

1問目で触れた20匹の猫の多頭飼育のケースでは、初めに遺族から町に相談があり、そこから愛護団体につながったと聞いておりますが、当初分の餌代や治療費は遺族の方に負担していただいたものの、暴れまわる猫たちと悪戦苦闘しながら1匹ずつ捕獲しケージ

に入れて連れ帰った経費はもちろん、その後も、もらい手のつかない4匹のかさむ治療費や餌代については、預かっているボランティアさんの事実上、自己負担となっています。

前回の質問の際にも、こうした愛護団体の金銭的な窮状に対し、町は活動実態の把握に努めるとのことでしたが調査結果はどのようなになっているか。

また、民間において動物基金等、自治体に助成を行っている団体もあり、こうした基金を町は積極的に活用すべきではないかと思いますが、愛護団体の活動の根幹をなすこの部分について、町長のお考えを伺います。

【答弁：町長】

2点目の動物基金と助成金の活用でございますが、愛護団体の活動内容につきましては、わんにゃん一家では、中標津保健所に収容された犬猫を、これまで200匹以上を新しい飼い主に譲渡しております。

また、長沼町にございます愛護団体であるしっぽの会では、自治体や保健所から、これまで2104匹を新たな飼い主に譲渡しているほか、行政機関譲渡いぬねこ不妊手術助成金事業を行っております。

この助成金は保健所や市町村役場から引き取った犬や猫の不妊手術につきまして、犬猫とも雌1万円、雄5000円を上限として補助を行うものであり、中標津町におきましても譲渡した飼い主に対し利用を奨励しております。

周辺自治体の動物基金の利用状況につきましては、羅臼町や根室市社会福祉協議会など、地域猫に不妊手術を施す活動である、さくらねこ無料不妊手術事業に登録し補助を受けて事業を行っております。

この他の補助金につきましても交付を受けられるものはないか情報収集に努め、利用できるものにつきましては有効活用してまいりますので御理解を賜りますようお願い申し上げます。

質問 新興住宅地へのごみステーション設置について

答弁 開発行為事前協議段階から事業者や地域町内会へ理解を求めてまいります

11番 えぐち ともこ 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

11番、江口智子でございます。続きましては、新興住宅地へのごみステーション設置

について質問させていただきます。

今般、町内東 16 条及び東 17 条の区画において宅地造成工事が行われており、伺ったところ、新たに 30 戸近い住宅が建設予定で、申込みもほとんど済んでいるとのことでした。

新たな住宅が建ち並び多くの人を呼び込むことは歓迎すべきことではありますが、一方で廃棄物処理にも影響を及ぼす物流の 2024 年問題は、働き手の確保と併せて町内で顕在化した場合、委託する業務が滞ることが懸念されます。

そこで新たな住宅街でごみの収集がスタートするに当たり、開発の責任者に対しごみステーションの設置に対する協力を仰ぎ、収集事業の省力化を図ってはいかがでしょうか。町内会未加入率の高い当町にあっては、ごみステーションの設置により、新たなコミュニティが生まれやすい環境にもつながるものと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

江口議員御質問の新興住宅街へのごみステーションの設置について御答弁申し上げます。

当該造成地は白樺町内会の範囲で、ごみ処理に関しましてはモデル町内会として、ステーション化事業に取り組んでいる地区でありまして、開発行為申請における事前協議等の段階から開発申請者と担当者間で協議が行われておりまして、委託事業への負担軽減や効率化の観点から、住宅の建設状況を踏まえ、順次、ごみステーション化を実施することとなっております。24 区画でごみ箱が 5 個程度の予定でございます。

また、ごみステーション化につきましては、議員御指摘のとおり、働き手の確保や新たなコミュニティの醸成、町内会加入率の向上及び収集事業の効率化の観点から有効であるため、新興住宅地においては開発行為の事前協議の段階から、事業者並びに地域町内会へ理解を求めていきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。